



第 239 号



- 就任ご挨拶 (社)東京産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美
(社)東京産業廃棄物協会 副会長 赤石 賢治
- 新役員就任の抱負 鈴木理事ほか理事3名、監事1名
- 退任ご挨拶 (社)東京産業廃棄物協会 名誉会長 吉本 昌且
- 全国産業廃棄物連合会 第26回通常総会開き新会長に石井邦夫氏ほか新役員人事
- 収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」の周知・徹底で研修会開く



社団法人 東京産業廃棄物協会

〈目次〉

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 東京エコリサイクル 若洲工場 第1バース 第2バース

2009~11年度 収集運搬業 (運送人候補を除く)
産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート ありあけこうぎょう 検索
認定番号1-09-C0012 http://www.aknet.co.jp/

AK 有明興業株式会社 ARIAKE KOURYOU CO.,LTD. 〒136-0083 東京都江東区若洲2-9-25 TEL03-3522-1911 FAX03-3522-1919 E004J0294 15090110-092701



- 【営業品目】
- 産業廃棄物処分業 (コンクリート塊の破碎 2,040トン/日)
再生碎石、再生砂の販売
 - 産業廃棄物収集運搬業 (保管積替を含む) 陸上・海上輸送共可能
保管積替 (汚泥、燃え殻、瓦さい、ばいじん)
積替 (上記酒類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類)
 - 汚染土壤の陸上海上輸送



[就任ご挨拶]	2
会長就任にあたって	
会長 高橋 俊美	
[副会長就任にあたり]	4
副会長 赤石 賢治	
[新役員就任の抱負]	5
理事 鈴木 宏和 理事 山本 芳幸 理事 森 雅裕 理事 細沼 順人 監事 野村 幸江	
[退任ご挨拶]	8
退任にあたって	
名誉会長 吉本 昌且	
[全国産業廃棄物連合会]	9
第26回通常総会開き新会長に石井邦夫氏ら新役員人事 来賓に谷津環境省廃棄物・リサイクル対策部長が出席	
[収集運搬・安全衛生推進委員会合同研修会]	14
収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」を周知徹底 吉本名誉会長が開会挨拶し高橋新会長ほか委員が分担して説明	
[行政だより]	18
I「廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定」(第4回) を締結する産業廃棄物処理業者の方を募集します。 II「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化 の取組に係る優良性基準適合認定業者研修会」の報告	
[東京都廃棄物審議会]	22
第4回計画部会で高橋会長、産廃処理業界を代表し意見述べる 付=計画部会の論点整理の状況(6月23日まで)=	

平成22年度第1回産業廃棄物処理業者講習会開く	13
多摩支部だより 支部会開き例年通り多摩環境事務所から講師招き研修会	29
青年部便り 第17回定期総会開き新役員など決める	30
女性部 大谷清運と五十嵐商会のリサイクル関係施設見学会	32
産廃相談 ア・ラ・カルト ③	34
会員情報 (代表者・名称・住所等変更のお知らせ)	36
協会の主な今後の日程	37
よろず相談 (経営相談・産業廃棄物経営と差別化戦略)	38
新入会員紹介	41
お江戸ぶらぶら歩る記	42
事務局だより・編集後記	44

就任挨拶

「会長就任にあたって」

(社)東京産業廃棄物協会

会長 高橋俊美



盛夏の候、会員の皆様にはご健勝にてご活躍のことと存じます。日頃は東京産業廃棄物協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る5月26日に開催されました第53回定時総会におきまして、不肖私が会長のご指名を頂き、第7代目の会長に就任いたしました。ここに謹んでご挨拶を申し上げます。

当協会は昭和52年創立以来33年、昭和59年の法人化以来26年の永きにわたり、諸先輩の努力により、公益法人として会員の皆様とともに着実に歩んでまいりました。こうした歴史ある協会の会長をお受けいたしまして、改めて責任の重さに身の引き締まる思いで一杯でございますが、当協会と処理業界の発展のために微力ではあります

が最大限の努力をしていく所存で

ございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、一昨年の米国の金融危機に端を発した世界的な経済不況は、昨今、一部に復調の兆しも見え始めておりますが、まだまだ私ども産業廃棄物業界や中小企業には不況の波が続いております。

このような中で、国においては「廃棄物処理法」の一部改正が行われ、来年4月には施行される見込んでございます。内容につきましては、皆様十分ご承知とは思いますが、あえて概要を申し上げますと

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
3. 廃棄物処理業の優良化の推進
4. 排出抑制の徹底
5. 適正な循環的利用の確保

6. 焼却時の熱利用の促進などが盛り込まれております。

また、秋には、政省令が示される見込みですが、その内容がどのようになるのか見守っているところでございます。

一方、東京都においては、新たな廃棄物処理計画の策定に向け、天然資源消費量・温室効果ガス排出量・廃棄物最終処分量の並行的な削減を進めるという基本姿勢のもとに、今後の3R施策のあり方が審議されております。

東京は廃棄物が最も多く排出される地域ですが、見方を変えれば、資源として活用できる原材料の宝庫でもあります。いずれにいたしましても、廃棄物の適正処理と再資源化の徹底を図ることが大事であると考えております。

協会といたしましては、会員の皆様にしっかりと「廃棄物処理法」を理解して頂き、再資源化に向けたさらなる努力をお願いしたいと思います。

そのためには、時宜を得た情報の提供とともに、正会員の増強に加え排出事業者の賛助会員をより多く増やしていきたいと思っております。廃棄物は量の多少はあるにしても、どの産業からも排出されます。

こうした多くの賛助会員の方々

との交流の場を設け、相互理解と共通認識を深めることは、問題解決の端緒になるものと確信しております。

また、協会は毎月本機関誌「とうきょうさんぱい」を発行しております。「行政からの情報」「各委員会の活動報告」「法律、税務、経営相談」「ヒヤリ・ハット事例」など、大変密度の濃い内容になっていると思います。一方、相談業務においては、排出事業者さんからの問い合わせも多いと聞いております。

こうした相談業務をより充実していくとともに、その内容等については、できる限り機関誌を活用して皆様にお知らせできればと考えております。また、私ども業界は常に社会から変化を求めており、このため、各種セミナーには今後とも力を注いでまいりたいと思っております。

協会といたしましては、これまでどおり東京都のご指導を仰ぎつつ、一緒に車の両輪となり、また、行政、排出事業者、処理業者が三位一体となって廃棄物に関する諸問題の解決に取組んでまいる所存でございます。

会員の皆様方のご支援を切にお願い申し上げまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

新役員就任の抱負

就任ご挨拶

副会長就任にあたり

(社)東京産業廃棄物協会

副会長 赤石賢治



この度、副会長に就任いたしました株式会社三凌商事の赤石賢治でございます。副会長という職務の責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

近年、社会全体の環境に対する認識の変化に伴い、我々の業界に求められている社会的な役割は大きなものとなってきています。地球温暖化の要因であるCO₂排出削減や、新興国などの経済成長に伴う資源需要急増などの問題に対応するため、資源を無駄なく繰り返し活用する3Rの推進による循環型社会の構築の必要性が一層高まっております。そして私たち業界に押しよせている地球温暖化対策の波は、CO₂排出量がより少ない廃棄物処理技術や、低公害車による収集運搬など環境に配慮したものになっており、先進的な取り組みが望まれています。

また、排出事業者責任の強化などが盛り込まれた廃棄物処理法の改正や、東京都における廃プラ埋め立てゼロ協定・優良化推進事業である産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定制度などによって、社会的にも信頼される

業者の育成と廃棄物の適正処理や、情報公開などによる業界の透明性がますます求められてきています。こうした中、中小零細企業で占められていたこの業界にも大手企業の参入によって、この静脈産業は違った形で拡大がなされようとしています。協会は、時代によって様々に変化していく情報を、会員の皆様に的確にまた迅速に提供していく機関でありたいと考えています。

現在我が国の経済情勢は、世界的な金融危機の影響が未だに尾を引いており、依然として先行きの見えない状況にあります。そのような厳しい経済状況の下、協会は会員の皆様の御努力で支えられております。この度勇退された吉本会長が、御尽力され、守り支えてきた素晴らしい財産をこれからも引き継ぎ、高橋新会長を支え、理事全員が一丸となって協力し、この不況の荒波を乗り越えて参りたいと思います。

今後とも志操堅固、協会の運営に取組む所存でございますので、何とぞ宜しくお願ひ申し上げます。

理事 鈴木宏和

株式会社 京葉興業 代表取締役



この度、理事に就任いたしました株式会社京葉興業の鈴木でございます。

昨年までは協会の監事として活動させていただいておりましたが、今回理事という大役を受けまして、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現在、業界を取り巻く状況は廃掃法の改正や環境問題への対応等めまぐるしく変化しており、循環型社会への転換を図るために廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルを推進するとともに、業界のプロとして適正処理はもと

より透明性を高めることにより社会的信頼の確保に努めなければならないと感じております。

このような状況下において、当協会の役割は益々大きくなっていくと思われます。

私も微力ではありますが、協会員の皆様方のご協力をいただきながら、当協会の発展のために努力してまいる所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ致します。

理事 山本芳幸

東電環境エンジニアリング 株式会社
取締役 環境事業部長



この度、協会理事を拝命いたしました東電環境エンジニアリング(株)の山本です。

会社では廃棄物の収集・運搬、測定・分析、リサイクル、環境調査など幅広い環境分野を担当しておりますことからお手伝いさせていただくことになりました。

産業廃棄物の適正処理、再資源化、再利用など当協会の取り組みは当社の社業のみならず、社会的ニーズの高ま

っている循環型社会の構築・実現に向け不可欠なものとなっていると思いまます。一方、厳しい経済状況から我々の事業活動が適切に評価されているとは言いがたく、協会活動を通じ適正処理には適正な評価をしていただけるよう務めてまいりたいと存じます。

当協会の皆様方のご指導を賜りながら業界発展に努力してまいりますので、どうか宜しくお願ひいたします。

新役員就任の抱負

理事 森 雅 裕

株式会社 ハチオウ
取締役副社長



この度、第53回定時総会におきまして、理事に選任されました株ハチオウの森雅裕と申します。

昨今の厳しい経済環境の中で、理事という責務の重大さに身の引き締まる思いでおります。

平成8年の青年部入部以来、広報委員会、多摩支部会などを通じて、諸先輩、協会会員の皆様よりいろいろとお

世話になり、またご指導頂きました事に深く感謝いたします。

この場をかりまして、改めてお礼を申し上げます。

微力ではありますが、報恩の精神で会員の皆様と歴史有る当協会のさらなる発展のために努力してまいる所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

理事 細沼順人

成友興業 株式会社 代表取締役



この度、理事に就任致しました成友興業株の細沼です。

私は二代目として会社を引き継ぎ13年が過ぎましたが、当初は産業廃棄物処理業という業界が格好良く思えず、胸を張って自分の仕事を人前で口にする事がありませんでした。

しかし、世界規模で環境問題への関心が高まる中、どんどん新しい技術や施設が誕生し、業界の経営者たちの顔

ぶれも穏やかになり、ハード、ソフトの両面でイノベーションが進み、短期間で本当に魅力的な業界に変わってきたなあと実感しております。

今では、この仕事も業界も大好きで自分自身まだ若輩者ですが、誇りを持って次世代にこの産業廃棄物処理業界を託せる様に努力して参る所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

新役員就任の抱負

監事 野村幸江

株式会社 東京クリアセンター
常務取締役



この度、監事に就任致しました株東京クリアセンターの野村と申します。

大変多くの企業様が加盟しております当協会におきまして、監事をおおせつかり、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、協会の皆様のお役に立てるよう誠意努力して参る所存でございます。

昨今、地球温暖化防止策としてのCO₂排出削減の施行や相次ぐ環境関連法令の改正等、私たち産業廃棄物処理業界

を取巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しております。今、まさに個々の企業から業界全体で取組む課題を設定し、CO₂排出削減問題等を含め改善活動に邁進していくことが必要ではないかと思います。

大変微力ではございますが、会員の皆様のご指導を賜りながら努力して参りますので、宜しくお願い申し上げます。



総会後の懇親会で壇上に並ぶ新役員

退任ご挨拶

退任にあたって

社団法人 東京産業廃棄物協会
名誉会長 吉本昌且

この度、第53回定時総会を機会に会長職を退任する事と致しました。在任中に定めた役員70歳定年制に沿ったものです。

協会役員、会員及び事務局の皆様には永年にわたり御支援御協力を頂きました事、心から御礼申し上げる次第であります。

さて、私の会長在任の4年間は、経済のグローバル化が進む中で、地球温暖化防止に世界が動き出した時期でもありました。

この間、国では廃棄物処理法の改正がなされ、建設工事での元請業者への処理責任の一元化、欠格要件による業の許可取り消し連鎖の見直しなどが実現することになりました。

また、東京都では、第三者機関による優良業者の認定制度（産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル）や廃プラスチック埋立てゼロ協定などが実施されました。

一方、全産廃連では、電子マニフェストの導入・普及推進、CO₂マイナスプロジェクトの実施（全産廃連青年部協議会）、「産業廃棄物最終処分場の環境管理」（最終処分部会）の発刊、「収集運搬業社内管

理体制構築のすすめ」（収集運搬部会）の発刊などがあり、公益法人化への挑戦も始まりました。

わが東産協では、会議中の喫煙禁止、役員70歳定年制（70歳まで選任対象）の導入、緑の東京募金への拠出、災害発生時における支援連絡体制の確立等々が実現をみております。

しかし気がつけば格差社会。業界としてみれば排出事業者の雇用や生産が日本から海外に流失し、「空洞化」が現実味を帯びてきました。まだまだ厳しくいばらの道は続きます。

これからは、廃棄物分野においてもエネルギー回収や資源の回収を積極的に進めて行かなければなりません。また、産廃行政は、「悪質事業者排除」から「優良事業者育成」へ転換しつつあります。道は遠いかもしれません、皆で頑張りましょう。

在任中の御支援御協力に重ねて感謝申し上げますと共に、皆様方の更なるご活躍を心からお祈りいたしまして退任のご挨拶といたします。



(社)全国産業廃棄物連合会

第26回通常総会開き新会長に石井邦夫氏ら新役員人事 来賓に谷津環境省廃棄物・リサイクル対策部長が出席

(社)全国産業廃棄物連合会は平成22年6月18日(金)午後1時から、東京信濃町の明治記念館・蓬萊の間において第26回通常総会を開き、任期満了に伴う役員改選によって國中会長が退任し、後任会長に石井邦夫千葉県協会会长が就任するなどの役員人事を決めた。

総会では平成21年度の事業報告と決算報告及び平成22年度の事業計画案と収支予算案を審議、総て原案どおり満場一致で承認、続いて行った役員改選の後、問題となっていた公益社団法人への移行認定を申請することを賛成多数で決定、これに伴う定款及び関連規程の変更案について承認した。

また、総会には来賓として谷津龍太郎 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が出席して國中会長に統一して挨拶、午後6時から開かれた懇親会には環境省から大谷信盛大臣政務官が出席して壇上から参会者に「産廃市場は今後世界的に広がり100兆円市場に拡大するのも夢ではない」など、激励の挨拶を行った。政界、官界及び関連団体からの出席者で盛会となった。

【通常総会】



國中会長

まず、國中会長が挨拶に立ち、谷津部長の出席と会員の多数の出席にお礼とともに、全産廃連の取り組んできた事業の成果等を取り上げ、平成22年度の事業では廃棄物処理法見直しや公益法人制度改革への対応、人材および優良業者育成等を重要事項としている。例年、開催している「産業廃棄物と環境を考える全国大会」については、11月17日に富山で開催する予定であり、

公益法人制度改革への対応については、公益社団法人への移行を目指し、本総会において連合会の定款及び関連諸規程案の停止条件付決議を議案として提案していること、および任期満了に伴う役員選考もあり、今後長時間の審議となる予定なので、会員皆様のご協力を賜りたい、と挨拶した。



谷津部長

など、環境保全や循環型社会の最前線を支える役割を担っていることに謝意を示した。一方、環境省では中央環境審議会の意見具申を受けて廃棄物処理法の改正を通常国会に提出して、5月12日に可決成立した。この改正では、許可更新制度を活用して優良事業者の支援を行うなど各種の政策を進めていくが、また、循環産業の育成等を通じた3Rの戦略的高度化を重要政策の一つに掲げ、資源の乏しいわが国が世界に先駆けて資源効率の高い低炭素化で循環型社会の変革を成し遂げることが出来るよう施策を進めていく考えを明らかにした。

最後に全産廃連をはじめ各地域協会および適正処理に励む各処理事業者の繁栄を祈念して、環境省の挨拶とした。

続いて小田島新潟県産業廃棄物協会会长を議長に選出して議事が進み、5号議案の理事監事任期満了に伴う改選が行われ、次の通り新役員が決定した。

[全産廃連新役員名簿]

～会長～

石井 邦夫
(社)千葉県産業廃棄物協会会长

～副会長～

伊藤 正志
(社)山形県産業廃棄物協会会长
城田 裕司
(社)群馬県環境資源保全協会会长
小田島 繁信
(社)新潟県産業廃棄物協会会长

近藤 成章
(社)愛知県産業廃棄物協会会长
武田 全弘
(社)和歌山県産業廃棄物協会会长
藏本 忠男
(社)岡山県産業廃棄物協会会长
坂東 昭
(社)徳島県産業廃棄物処理協会会长
三谷 純夫
(社)鹿児島県産業廃棄物協会会长

～専務理事～

仁井 正夫
(社)全国産業廃棄物連合会専務理事
(元国土交通省土地・水資源局水資源部長)

～理事～

國中 賢吉
(社)大阪府産業廃棄物協会会长
門脇 生男
(社)岩手県産業廃棄物協会会长
松澤 博三
(社)埼玉県産業廃棄物協会会长
西之宮 優
(社)神奈川県産業廃棄物協会理事長
梅原 秀夫
(社)静岡県産業廃棄物協会会长
文 盛厚
(社)京都府産業廃棄物協会会长
川本 義勝
(社)広島県産業廃棄物協会会长
大野 羊逸
(社)熊本県産業廃棄物協会会长
松田 正則
(社)大分県産業廃棄物処理業協会
高橋 俊美
(社)全国産業廃棄物連合会収集運搬部会

上埜 秀明
(社)全国産業廃棄物連合会中間処理部会
杉田 昭義
(社)全国産業廃棄物連合会最終処分部会
儀間 謙一
(社)全国産業廃棄物連合会医療廃棄物部会
三本 守
(社)全国産業廃棄物連合会建設廃棄物部会
内藤 勝司
(社)全国産業廃棄物連合会事務局長
(元東海・北陸厚生局 総務管理官)

～監事～

谷口 二朗
(社)北海道産業廃棄物協会会长
橘 正則
(社)富山県産業廃棄物協会会长
芝田 総秋
弁護士

今回は、役員改選の後に第6、7、8号議案として「公益社団法人への移行認定申請に関する件」、これに伴う「定款変更案の停止条件付決議に関する件」及び「関連規程案の停止条件付決議に関する件」について、事務局からの説明があった後、審議されたが、いずれも賛成多数で承認され、総会は全て滞



整列する新任役員と壇上で挨拶する石井会長

りなく終了した。
引き続き新任役員の紹介が行われ、会場に整列した。この中から、新任の石井会長が壇上に上り大要次の通り挨拶した。「このような大役を仰せつかるに当り、誠に微力ではございますが、先輩の諸氏、会員の皆様のご支援、ご協力を仰ぎ全力で職務に邁進していく所存です。國中前会長は、6期12年にわたり会長在任中、卓越したリーダーシップを持ちまして連合会の陣頭指揮に当ってこられました。この間のご貢献とご苦労に対しまして心より敬意と謝意を表します。また、本日ご出席の皆様方には、これまでの御支援に感謝申し上げると共に、新執行部に対しましてご指導をお願いして私の挨拶と致します。」

【表彰】



総会が閉会された後、22年度の表彰式が行われた。(社)東京産業廃棄物協会関係では、功労者として(株)トリデの後藤 勲代表取締役会長が、また地方功労者として(株)東京クリアセンターの野村 幸江常務取締役がそれぞれ受賞した。

また、地方優良事業所として(株)トリデがダブル受賞の他、(株)五十嵐商会と都築鋼産(株)の3社が表彰され、地方優良事業所114事業所を代表して五十嵐 和代(株)五十嵐商会社長が國中前会長から表彰状と



代表で受賞する五十嵐社長
記念品を受領した。

さらに優良従事者として株小谷中の佐藤 千恵さん、(株)山一商事の佐々木 豊氏、(株)東亜オイル興業所の根本 勝夫氏の3名が表彰された。

このほか、今総会で全産廃連理事を退任した吉本 昌且氏(収集運搬部会長、当協会前会長)と渡辺 昇氏(医療廃棄物部会長、当協会前常任理事)には



感謝状を受ける吉本氏

國中前会長から感謝状が手交された。

感謝状を受けた吉本氏は「収集運搬部会長として理事扱いで4年間勤めさせて頂きましたが、この間、全国の関係者と共に産業廃棄物の収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」という本を去年の9月に発刊させて頂きました。各協会の皆様方にはこの本に基づいて収集運搬のみならず、その他の部会でも活用して頂いており、大変良い思い出を持って退任できることを喜んでおります。これからは東京の名誉会長として微力ではございま

すが、一助になりたいと思います」と謝辞を述べた。

【懇親会】

午後6時より会場を富士の間に移し懇親会が盛大に開かれた。例年通り政・官界からの出席者と関係諸団体からのご来賓などで賑わったが、今年は政権が変わり、自民党関係者の出席が見当たらなかったため、昨年とは様変わりしていた。

環境省からは大谷 信盛大臣政務官が来賓として出席して、全国産業廃棄物連合会の通常総会が無事終了し、かくも盛大な懇親会が開かれたことを慶ぶと共に、「産廃業界が循環社会形成のために、環境省と共にその達成に向け協力していくことを望んでおります。

会長のお話では10兆円ぐらいの規模の業界に発展していくとのことです、アジアを含め世界的にみて10年後には35兆、20年後は70兆、30年



大谷大臣政務官

後では100兆円市場に発展することも夢ではないと予想できる。世界的にはリサイクルや処理をしていく発想の国が少ないので、循環型社会構築の輪を広げていくことを官民一体となって進めていくことが業界を発展させる道と思う。」という激励の挨拶があった。

続いて関係諸団体からの挨拶が相次ぎ、会場は不況を吹き飛ばすような雰囲気で盛り上がり、盛会裏に打ち上げとなった。

平成22年度第1回産業廃棄物処理業者講習会開く

東京都環境局と(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年6月29日(火)午後2時から午後4時30分まで、東京・新宿のエスティック情報ビル21階会議室Aに於いて、平成22年度第1回目の産業廃棄物処理業者講習会を開いた。この講習会は例年、近く産業廃棄物業許可の更新を控えた処理業者等を対象に、更新許可手続きに当たっての心得をはじめ、契約書やマニフェスト等についての取扱い、廃棄物処理法の動向に加え、不適正処理の防止のための最近の不適正処理事例について、許可更新に当たっての必要事項を身につけるために年4回開いている。

講習会の開催に当たって、まず主催者として環境局の村上 章 廃棄物対策部産業廃棄物対策課長は「廃棄物処理に当たって環境が大きなテーマになっており、そのため循環型社会の構築が叫ばれております。また、産業廃棄物の処理法改正が来年4月に交付される状況です。この状況下での皆様方の大きな課題になっており、適正処理による持続可能な社会構築のカギとなっており

ます。このためにこの講習を確り受講されて、事業活動に邁進してください」と挨拶した。

講習会は次の次第で進められたが、内容は例年の内容とほぼ変わらないので、ここでの詳細は割愛させて頂く。なお、講師として新たに登場された方が2名あったので、紹介のために写真を掲載させて頂いた。

○ 更新許可手続きについて



環境局産業廃棄物対策課審査係
黒岩 秀之 氏



環境局産業廃棄物対策課規制監視係
桑原 信武 氏

○ 契約書及びマニフェスト等について

環境局産業廃棄物対策課指導係
辺見 升 氏

○ 最近の不適正処理事例等について

環境局産業廃棄物対策課不法投棄対策係
木下 勢弥 氏

収集運搬・安全衛生推進委員会合同研修会

収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」を周知・徹底へ 吉本名誉会長が開会挨拶し高橋新会長ほか委員が分担して説明

(社)東京産業廃棄物協会は平成22年6月11日午後1時30分から4時50分まで、東京新宿の住友不動産新宿ビル3号館のベルサール西新宿1階において、収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ研修会」を収集運搬・安全衛生推進委員会合同で開いた。

これは、最近の産業廃棄物を取巻く環境が循環型社会の推進、排出企業の意識の変革、数度にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正等により大きく変わりつつある中で、当協会会員の9割が収集運搬業であることから、業を営む上で欠くことのできない関係法令で規定されている最重要事項について周知徹底を図ろうというものである。

研修会はまず、冊子『社内管理体制構築のすすめ』を自らが長となって(社)全国産業廃棄物連合会において編集作成した吉本名誉会長が開講の挨拶に立ち、この冊子作成の背景及び全体の概要についてパワーポイントを使いながら自社の経験などを含め概要を次の通り語った。



挨拶する吉本名誉会長

「実は私も産廃ではないがクレーン作業中に事故を起こしオペレーターが即死した経験を持っている。そういうことがあり

労働組合を結成されて、安全というものは一筋縄ではいかないと思い、色々の面を精査するとともに従業員一人一人の生活の基盤である社会保険というものは会社で必ず加入しなければならないと感じた。即ち、雇用保険、労災保険、健康保険な

どがある。例えば従業員全体で5千万円を払っていると13%、650万円を会社が負担しなければならない。だが、見返りに従業員の方々は会社に尽くしてください。更にISOその他同様のものを導入することによって質的向上によって余計尽くしてくれる。今日はそうした自分の原点にあるものをベースにして、話を進めさせていただきたい。」と前置きして、パワーポイントに従って話を進めた。

その一部を資料から抜粋すると、作成の背景は新聞紙上大きく報道された静岡タイヤ脱落事故で、東名高速で産廃収運業者の大型トラックのタイヤが外れてバスを直撃、8人の死傷者が出たもので、これに対し国土交通省が全産廃連に対し会員企業に点検・整備の徹底を周知するように指導があった。

これに対し連合会も、各都道府県協会を通じ会員企業に点検整備の徹底を周知している。そこで、この『すすめ』

が作成されたもので、その狙いは、収集運搬業の継続的な発展のためには、「健全な企業経営」及び「許可の維持」が必須⇒リスク回避のための「社内管理体制の構築」が必要⇒(多岐に亘る、最新の)法令を良く知ること!としている。

重視した法令は、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、道路運送車両法および廃棄物処理法などであるが、特に「点呼」の奨めと共に「自動車運転者の労働時間等の改善の為の基準」が事故を防ぐ重要なことである、とされていた。

続いて本文に入り、次の項目についてそれぞれの講師が担当して説明に当たった。(括弧内は講師の方々)

○ 第1章【経営管理】(高橋 俊美会長)



高橋新会長

まず経営者としての必要事項は、産業廃棄物収集運搬業が企業として社会的責任を果たしつつ健全に発展するためには、まず経営者が目指す

方向性を、経営理念や経営方針として明記することが重要である。

これを顧客や地域に明示することで企業に対する信頼性に繋がるものとなる。また、自社の従業員に周知徹底することで、示された方向性に向けて全社一丸となって進むことが大事である。

次にある社の経営理念を一例として示すと「我々は常に環境保全活動を展

開し、資源循環型社会を目指し、付加価値中心の経営に徹し、人・金・時のムダを排除して、その成果を従業員に分配し、豊かな生活を確保すると共に、テクニカルコンサルタントとしてユーザーに奉仕し、相協力して地域社会の発展に貢献するにある。」とされている。

以上に経営管理の要点は網羅されているが、要は専門性・地位の向上、経営計画及び経営分析、人材・安全衛生・情報管理、対外関係の構築、地域との共生が主な経営方針に盛られる点で、最後に経営者憲章10か条を上げておく。

① 経営者としてプロ意識と人間的魅力を持て、②洗練された服装、身だしなみと一流のマナーと品格を身に付けよ、③時代を乗り切る先見性と適応性を持て、④赤字は罪悪である。利益に対する厳しさと執念を持て、⑤優柔不断は経営の敵である。決断し断行せよ、⑥生きがいと働きがいのある職場づくりに力を入れよ、⑦企業は人なり。人材育成に力を入れ、社員の能力を110%に高めよ、⑧計数に弱い企業は儲からない。数字に強くなり、計数管理を徹底せよ、⑨社員の2倍考え、3倍真剣になって経営に取り組み、社内のだれよりも勉強せよ、⑩企業はつぶれるようにならないのが経営だ。命がけで経営に取り組め。

○ 第2章【労務管理】(安全衛生推進委員会 阿部 秀行副委員長)

「労務管理」のねらいは、企業にとつては『人』が財産である。従って労

働条件の整備と安全の確保が不可欠である。そこで経営方針に沿って、労働条件の整備、安全衛生管理体制の構築、健康管理の実施、教育訓練の実施をそれぞれ完備する必要がある。

労働時間は法定で原則：1週40時間、1日8時間で、時間外労働をさせるには協定が必要で、そこに割増し賃金の問題が生じる。自動車運転者の労働時間は独自の基準があり、労働の時間が長時間に亘り、不規則になりがちなので『交通事故の未然防止』のため、拘束時間は1カ月あたり293時間以内、1日あたり13時間以内（最大16時間）、勤務と次の勤務との間は継続8時間以上の休息、運転時間は2日平均で1日あたり9時間以内、2週間平均で1週間あたり44時間以内、連続運転時間は4時間以内を限度とする改善が必要である。

このほか安全の確保には管理体制の構築が必要であり、管理者の設置や管理計画の制定が肝要である。また、このためには教育訓練は勿論、社内表彰制度の活用も考えられる。

○ 第3章 【業務管理】

①許可の維持・更新、②契約、③書類管理

（加藤 宣行、有吉 嘉一郎）

・『許可』は収集運搬業の経営における根幹である。適切に維持・更新するには「管理体制の構築」と「許可情報の把握・管理」が重要である。

・処理委託の契約時には、二者契約の原則、書面か電子による契約等、細心の注意を払うこと。そして処理

料金は、収入源であるとともに排出者においては業者選定の重要な要素である。

・書類管理は、経営方針の一環としての情報管理として重要であり、記録・資料管理は法に基づく報告・届出に必要。

④作業管理

（篠原 周治）

産業廃棄物を適正かつ安全に取り扱うには、作業内容に応じて安全に十分な配慮を行った上で、作業の順序にしたがった標準的な手段による手順書を作成する必要がある。これには、回避すべき危険な手順を明らかにし、緊急時の対処方法も含めておく。

作業計画は、収集運搬計画として、前日終業までに指示書によって担当作業者に周知させる。内容は、排出事業者の施設内容、廃棄物の種類・量及び性状、中間処理や最終処分の方法と能力、施設の位置、及び運搬距離等を考慮して適正で効率的な計画を作成、安全に十分留意する。

⑤車両管理

（許斐 氏隆）

保有車両を整備し、車両の施錠を確実にして自社専用駐車場などの確実な保管場所に駐車管理する。あらかじめ点検・整備計画を作成した上で確実に実施する。点検結果に基づいた整備すべき項目について速やかに対応し、故障・事故の発生防止に当たる。点検整備に関する責任者を選任し、各種点検結果の記録は保存する。

⑥施設管理

（白井 啓）

・車庫の設置に当たっては、施錠管理、防火並びに消火設備、車両整備用機材ならびに清掃用機材等の配備を行う。

・積替え・保管は、輸送効率の向上のための行為であることを認識し、コンプライアンスに留意して運営すること。この施設は「廃棄物処理法」に定められた基準に従って設置し、積替え・保管施設であることを明示するのは勿論のこと、搬入・搬出及び保管の量・期間については、法に示された基準に従って運用のこと。必要な環境保全措置をとること。

○第4章 【作業管理】

①業務開始時の管理、②作業時の管理、③業務終了時の管理

（矢部 要 相川 和政 吉野 猛彦）

「作業管理」の構成は、業務開始時には車両・機材の点検、確認。作業時間内は廃棄物の確認、排出元での積込作業、運搬作業、運搬先での積み下ろしの作業。業務終了時は車両・機材の点検・清浄、車庫及び周辺の清掃、作業の記録と報告、があげられる。

作業開始時には、日常の車両・機材点検は勿論のこと、作業者に対しても健康状態、収集運搬計画の理解・把握の状況及び必要書類の携行状況を確認する。

作業時は、排出者の立会いのもとを原則として、収集運搬指示書の記載内容と廃棄物の整合性の確認及びマニフェストの記載内容と廃棄物の整合性を確認する。

運搬作業中は、「道交法」の遵守、環境に優しい運転の励行、廃棄物の流出・飛散・落下・臭気の防止に留意し、交通事故等、障害発生時の適切な対応が必要。

業務終了時には、使用した車両及び機材の点検及び記録と清掃、マニフェストの提出と作業報告書の作成・提出、その他事故などがあればその内容の報告が必要である。

以上により内容の説明をすべて終り、終了にあたり収集運搬委員会の泉 昌男委員長は、「長時間の研修お疲れ様です。収集運搬と安全衛生推進委員会が合同で研修会を開くのは初めてで、180名の会場が目いっぱい埋まりまして有難うございました。

この冊子に関しては全国産業廃棄物連合会が昨年収集運搬業者のために作ったものです。北海道から沖縄の各協会に配布されており、いち早く東京が皆様に説明したいとして本日の研修会を開催しました。

今回の研修会の質問に限らず、収集運搬委員会への要望ですか、また9割近くが東京の業者で占めており、しかも業種もまちまちですので、横の繋がりをとるべく対応したいと考えております。事務局なり私にご連絡いただければ、ご要望に応えていきたいと思います。」と挨拶して、研修会を締めくくった。



泉 収運委員長

行政だよりⅠ

「廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定」(第4回)を締結する産業廃棄物処理業者の方を募集します。

都は、循環型社会を実現し、地球温暖化の防止に貢献するため、貴重な資源である廃プラスチック類のリサイクルを推進し、平成22年度末までに「廃プラ埋立ゼロ」実現を目指しています。これに協力して頂ける産業廃棄物処理業者の方々と、「廃プラスチック類埋立ゼロに関する協定」を締結し、廃プラリサイクルの取組を促進しております。

この度、次のとおり第4回の協定を締結する産業廃棄物処理業者の方を募集しておりますので、お知らせいたします。

■ 協定の対象者

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者
(許可品目に「廃プラスチック類」が含まれている方)

■ 協定の内容

- ・産業廃棄物処理業者は、都の施策に協力し、廃プラ埋立ゼロに向けて以下の取組を行います。

【収集運搬業者】

排出事業者への働きかけ・リサイクルを促進する収集運搬

【処分業者】

排出事業者への働きかけ・廃プラを有効利用するための取組

- ・都は、協定締結者及びその取組内容の公表等を行います。

■ 申込方法

以下の東京都ホームページ掲載の募集案内をご覧ください。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/recycle/pla/zero.htm>

■ 申込期限

平成22年7月30日(金)【必着】まで

■ お問い合わせ先

東京都環境局廃棄物対策部資源循環推進課資源循環推進係
(電話) 03-5388-3577

行政だよりⅡ

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定業者研修会」の報告

この度、東京都環境局廃棄物対策部では、上記の研修会を6月2日、4日の2日間、東京都消費生活総合センターを会場に開催しました。

2日間で、第1回認定業者180社(320人)が参加しました。

この研修会は、認定された処理業者のステップアップを図るため、東京都が主催し、認定業者をフォローする研修として位置づけられ、実施されたものです。

研修会次第

- 1 開会挨拶 廃棄物対策部長 井戸秀寿
- 2 講演 「健全な廃棄物処理とリサイクルビジネス」
6月2日(水) 株式会社ダイナックス都市環境研究所
取締役 副所長 佐久間信一
- 3 「東京都が取組む先導的環境施策」 産業廃棄物対策課長 村上 章
- 4 「日常の立入検査から見て、処理業者が注意すべきこと」
産業廃棄物対策課規制監視係長 松下俊之
- 5 「評価員として書類審査・現場審査を振り返って」 東京都知事指定第三者
評価機関 財団法人東京都環境整備公社評価員 根本康雄
- 6 「排出事業者に対する東京都の取組について」
産業廃棄物対策課指導係長 磐井一弘
- 7 「その他(法改正への対応等)」
産業廃棄物対策課指導係長 磐井一弘



研修風景

以下、研修会での各テーマ毎の説明ポイントを紹介いたします。

○はじめに、井戸環境局廃棄物対策部長から主催者を代表し、「本研修会への参加、日頃の東京都の廃棄物行政へのご理解とご協力について、優良性評価制度への参加について」謝意が述べられました。

そして「この研修会は行政と認定業者の皆さまとの情報交換や意見交換の場として設けたこと」「東京としてもこの制度に係る皆さま方をフォローしていくこと」「皆様方のこれから行動や活動へ期待していること」について挨拶の中で話されました。



挨拶する井戸部長

○基調講演は、「健全な廃棄物処理とリサイクルビジネス」のテーマで、6月2日は、株式会社ダイナックス都市環境研究所 取締役副所長佐久間 信一様が行いました。内容は、「地球環境問題の中で、企業経営に求められるもの」「不法投棄



佐久間氏

問題の中で強化される排出者の責任について」「環境ビジネスとりわけリサイクルビジネスにおける今後の動向について」講演されました。

6月4日は、富士常葉大学 社会環境学部教授（東京都廃棄物審議会委員）杉山 涼子様が話されました。杉山先生は、「持続可能な社会に向けた取組の中で、環境投資とビジネスチャンス」の中で「循環型社会づくりビジネスと技術の育成」と「世界に通用する静脈産業の育成」が課題であると話されました。



杉山氏

○東京都からは、村上産業廃棄物対策課長から、『東京都の主要な環境先進施策として、「①大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（概要）」「②自動車公害対策及び温暖化対策（概要）』』に関する取組みの説明がありました。

○次に松下産業廃棄物対策課規制監視係長からは、日常の立入検査から見て、処理業者が注意すべきこととして「産業廃棄物の不適正処理の現況」が話されました。

特に注意すべき事項として、「契約書と帳簿の記載内容につ



村上課長

いて」「産業廃棄物の保管基準の遵守について」「指導と行政処分事例について」「定められた報告事項について」の説明がありました。

○続いて、第三者評価機関の評価員として、書類審査・現場審査に携わった財団法人東京都環境整備公社の根本 康雄様は、「個人的な見解である」とあらかじめ

断った上で「審査を振り返って（評価員の報告）」というタイトルで話されました。根本様の報告では、①エキスパート認定業者の場合、「自信を持ってトップランナーとしてのエキスパートであると評価できる業者は認定業者の約半数ではないか。残りの方々にはもう少し頑張って欲しい。」

また②プロフェッショナル認定業者の場合、「収集運搬業で4割、中間処理業で2割が自信を持ってプロフェッショナルといえる業者であったのではないか。残りの業者はもうちょっとだな」という印象を持った。」とのことでした。



榎本氏

いずれにしてもステップアップの努力が更に必要であることが報告されました。

○最後に、東京都の磐井指導係長から、「①排出事業者に対する東京都の取組についてと」「②法改正への対応等」について説明が行なわれました。

排出事業者に対する東京都の取組についての説明では、1月、2月に行われた排出事業者向け説明会におけるアンケートの紹介が行われ、本制度に対する排出事業者側の期待が非常に高いことを示すデータが報告されました。また「この制度を推奨する業界団体名や、東京都が実施済み実施中の認定業者に関する周知活動について」「これから取り組んでいく周知活動について」等、東京都が行う具体的な取組みについて、詳細に説明が行われました。

そして、この制度を循環型社会の実現に向け、処理業者と排出事業者と行政の三位一体で制度構築にあたっていくことが説明されました。



磐井氏

また「法改正について」は環境省からの情報入手に鋭意努めている旨の報告が行われました。

以上が、6月2日、4日に開催された、認定業者研修会のあらましです。

東京都廃棄物審議会

第4回計画部会で 高橋会長、産廃処理業界を代表し意見を述べる 付=計画部会の論点整理の状況=（6月23日まで）

6月23日(水)午後、都庁第二本庁舎において、東京都廃棄物審議会の第4回計画部会が開催された。計画部会では、審議会報告の論点整理が続けられており、今回は、都の最終処分場の適切な運営と、静脈ビジネスの健全な発展の促進という2点についての論点整理が行われた。なお、今までの論点整理の状況については「論点整理の状況について」をご覧いただきたい。（専務理事 古川芳久）

今回は、産業廃棄物処理業者に関わりが深いテーマであることから、吉本・前会長の後を受け、東京産業廃棄物協会を代表して審議会委員となった高橋・新会長に対し、計画部会への出席要請があったもの。高橋会長は、前日の協会・常任理事会での議論なども踏まえ、概略、以下のような意見・要望を述べた。

〈都の最終処分場に関する課題について〉

引き続き、最終処分量の削減に取り組み、延命化の努力をしていく必要があるという基本的考え方については、賛同する。

最終処分場の延命化（最終処分量の削減）については、基本的には、論点整理案でよいと考えるが、最終処分量の削減のプロセスの中では、柔軟な対応も必要と思う。

例えば、廃プラスチックの埋立ゼロを急ぐことは良いとしても、必ずしも

リサイクルに回らず、他県での埋立に回っていかざるを得ない状況もあると聞く。これでは問題が残る。他県での埋立よりは、都内の焼却施設での熱回収や、中間処理施設での徹底的なリサイクルが選択されるよう、当分の間、都の最終処分場で、焼却残渣の政策価格での受け入れや、破碎選別で出てくるリサイクル困難物の受け入れなど、柔軟な対応も必要ではないか。

また、石綿含有産業廃棄物も、他県に直送しているが、少量のものについてはぜひ都の処分場での受け入れをお願いしたい。石膏ボードについても、リサイクルできないものについて、少しでも都で受け入れていただければ有り難い。

〈静脈ビジネスの発展の促進について〉

静脈ビジネスの発展促進の基本的な考え方については、私どもも同感。

また、排出事業者について、適切な

みんなで使おう！
“再生紙”

処理コストの負担をする必要があるとしている点は、これまで、議会・行政に対して要望を重ねてきたことであり、是非こうした考え方を明確に打ち出していただきたい。

なお、適正な処理コストの負担との関係や、東京都が様々な施策を進めていく上からも、適正処理料金が実現しないダンピングの問題など、廃棄物処理業界の実態把握が必要である。是非、実態把握に努めていただきたい。

静脈ビジネスの発展促進の具体的な対策については、優良な処理業者が市場で正当な理解や評価を得るために、積極的な取組みを進めていただきたい。

昨年からスタートした東京都の第三者評価制度は、そうした優良業者育成に向けた取組みの大きな柱であり、小泉先生を座長に、行政、事業者が知恵を出し合って検討し構築された制度であるが、排出事業者に向けた第三者評価制度の認知度の向上、認定処理業者に対するフォローアップ、小さな業者から大きな業者まで処理業界全体のレベルアップなど、今後取り組むべき課題が多々ある。

制度の検証を行い、東京都だけでなく、評価機関や排出事業者、処理業者の声を取り入れた見直しを進め、より良い制度にしていっていただきたい。

なお、都の第三者評価制度については、会員からも、認定審査に関しては、新規はともかく、更新の場合には簡略化を図るべきである、あるいは、処理

業者にも排出事業者にも、もっと明確なメリットやインセンティブが必要である、などの意見があるが、最も多いのは、申請手数料の引下げの要望である。評価事務を行っている評価機関と制度の主管者である東京都とで、申請手数料などの負担の見直しを願いたい。

また、第三者評価制度が走り出したところで、このたび、廃棄物処理法の改正が行われ、優良業者については、更新の許可期間が、これまでの5年を政令で7年にする案が出てきた。こうした国の制度改正は東京都の第三者評価制度に大きな影響を与えることも考えられ、心配している。是非、整理をしていただきたい。

スーパーイコタウン事業については、外部に向けた積極的な情報発信は、非常に大切なことであるが、現在の事業の状況を考えると、未処分のままとなっている土地について、スーパーイコタウン進出事業者の事業発展や、より高度のリサイクルや各事業者の連携を進めるための事業者共同企画などに活用を図ることも重要と考える。

また、せっかく臨海部の港湾区域にあるので、リサイクル・ポート、モーダルシフトといった観点から、処理したものや製品の海上輸送について、積極的に進めていくべきではないか。このため、環境局だけでなく港湾局などとも連携し、東京都としての積極的なバックアップがあつても良いのではないか。

=計画部会の論点整理の状況=（6月23日まで）

本年3月25日から始まった、東京都廃棄物審議会の計画部会の検討作業は、これまでの東京都の3R施策が、最終処分量の削減を主たる目標に置き、一定の成果を挙げてきたが、今日求められる地球環境の保全、持続可能な資源利用という視点を踏まえると、今後は、天然資源消費量・温室効果ガス排出量・廃棄物最終処分量の並行的な削減を進める必要がある、という基本姿勢のもとに進められている。

審議会のまとめに向けた論点整理については、これまで計画部会で、6項目についておよそ次のような案が示されている（一部省略）。

●低炭素化関連

<基本的考え方（案）>

低炭素・循環型の資源利用を目指し、①リデュース、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分を進めることによって、廃棄物部門からの温室効果ガス直接排出量の削減だけでなく、上流及び下流における間接排出量の削減（排出回避量の増大）に取り組むべきではないか。

<具体的な施策の方向（案）>

1. 資源循環・廃棄物処理に関わる温室効果ガスの総合的な把握

- ・上流及び下流における間接排出の状況も含め、資源循環・廃棄物処理に関わる温室効果ガスの排出量を総合的に把握する考え方・手法を確立し、その削減に向けて長期的な視点で取り組むべきではないか。

2. 静脈側（一般廃棄物処理・産業廃棄物処理・リサイクル）の取組を促す施策

- (1) 分別収集、処理施設での選別等一層の促進（非鉄金属、廃プラスチック類等）
 - ・非鉄金属は製錬に多量のエネルギーが投入されているものが多いことから、資源回収の一層の高度化を促すべきではないか。
 - ・処理ルートごとに温室効果ガス削減効果の見える化を図り、より温室効果ガス削減効果の高いリサイクルに誘導すべきではないか。
 - ・容器包装廃棄物については、再商品化・熱回収による温室効果ガス削減効果を明確にし、それを踏まえて分別収集促進を進めるべきではないか。
- (2) 熱回収の高効率化
 - ・新たな熱回収施設認定制度等を活用し、一層の高効率化を促すべきではないか。
- (3) 埋立処分場からのメタンの削減

(4) フロン分解処理の徹底

(5) 静脈物流の低炭素化

- ・地域循環圏における物流効率化、低CO₂収集運搬車両の普及促進等
- ・広域循環圏における船舶・鉄道へのモーダルシフト等

3. 動脈側（生産及び販売、建設）の取組を促す施策

- (1) リデュース・リユースの促進、バイオマス素材への転換の促進
 - ・プラスチック起源CO₂をプラスチック製品等の製造段階で算定し、削減に取り組んだ事業者がメリットを得られる仕組みの構築が必要ではないか。
 - (2) 再生資源利用の促進
 - ・建設工事等において、温室効果ガス削減効果の高い再生資源の利用を促進すべきではないか。
 - (3) リサイクルしやすい製品設計の促進
- リサイクルによるCO₂削減効果の見える化
- *廃棄物処理業者等の行うリサイクルの取組により、どれだけのCO₂が削減されるかを算定するためのルールを策定する。
 - *CO₂削減効果を簡便に算定できるようにするために、リサイクルの品目・方法ごとに標準的な削減係数を定め、廃棄物処理業者等・区市町村に提供する。

●資源有効利用関連

<基本的考え方（案）>

持続可能な資源利用を目指し、全ての天然資源の投入量を削減するとともに、資源の最大限の有効利用を図るために、製造、販売、消費、使用、排出の各段階での、3Rの更なる取組を推進していく必要があるのではないか。

また、廃棄物処理・リサイクルの過程においても、今後、戦略的な都市鉱山開発、廃棄物処理における元素戦略に取り組むために、更なる資源の回収を検討していくべきではないか。

<具体的な施策の方向（案）>

1. 物質利用を最小限にする産業構造・生活様式への転換

- (1) 発生抑制（リデュース）
- (2) リユース

2. リサイクルによる天然資源採取量の削減

- (1) 金属系資源の循環的利用
 - ・小型～中型電子機器、二次電池などの回収に係る仕組みづくり
 - ・電気自動車のリサイクル推進
- (2) その他の有用元素の循環的利用
 - ・下水道処理と廃棄物処理の連携の検討、等

(3) バイオマス系資源とエコロジカル・フットプリント

バイオマス系資源については、エコロジカル・フットプリントの視点に基づき、リデュースやリユース、マテリアルリサイクルを優先しながら、再生可能な天然資源の利用に務めるべきではないか。

●最終処分量削減からの3R施策

<基本的な考え方(案)>

今後、建築物・土木構造物の新設工事の減少が見込まれるなど、廃棄物のリサイクルルートの縮小が懸念される。廃棄物等の排出量が再生資材としての需要量を上回った場合、現状のリサイクル体制に限界が生じ、大量の廃棄物が最終処分に向かうことになりかねない。

持続可能な社会を存続させるためには、高度なリサイクル技術の普及促進や、再生資材の自然再生事業への活用などを進めることにより、最終処分量の一層の削減に取り組んでいくことが重要である。

<具体的な施策の方向(案)>

1. 一般廃棄物最終処分量の削減に向けた取組

2. 産業廃棄物最終処分量の削減に向けた取組

最終処分量に占める割合が大きく、今後、リサイクルに限界が生じてくることが懸念されるコンクリートがら、建設泥土（建設汚泥）など、窯業土石系廃棄物の発生抑制、リサイクルを一層推進すべきではないか。

- ・建物の長寿命化
- ・公共工事におけるグリーン調達の促進
- ・建築to建築のリサイクル拡大によるリサイクルルートの確保
- ・再生資材の活用の促進（自然再生事業への活用等）

●廃棄物適正処理関連

<基本的な考え方(案)>

適正処理の確保のためには、適正な社会的コストのもと、排出事業者、処理業者双方の優良化が不可欠である。

今後も、各関連団体との密な連携協力のもと、廃棄物・リサイクル業界の実態把握に努め、不適正処理の抑止と優良事業者の育成に努めていく。

<具体的な施策の方向(案)>

1. 排出事業者への対策

適正処理が確保されるよう、排出事業者責任の強化、徹底を図っていく。

- ・排出事業者適正処理に対する意識向上に向けた取組
- ・事業者指導の徹底、行政処分の迅速厳格な実施

2. 処理業者への対策

適正処理が確保されるよう、不適正処理業者に対しては厳格に対応するとともに、処理業者の優良化を図っていく。

- ・処理業者の優良化の促進
- ・第三者評価制度の認知度向上に向けた取組
- ・事業者指導の徹底、行政処分の迅速厳格な実施

3. その他

有害廃棄物の適正処理や不法投棄対策など、環境リスク減少に向け、必要な取組を行っていく。

- ・微量PCB廃棄物の調査等
- ・効果的な不法投棄対策の検討、実施

●都の最終処分場の適切な運営

<基本的な考え方(案)>

限りある貴重な空間である最終処分場を長期的に有効利用するため、引き続き、最終処分量の削減に取り組み、延命化の努力をしていく必要がある。

また、埋立処分、維持管理において、環境負荷の低減に努めていかなければならない。

<具体的な施策の方向(案)>

1. 最終処分場の延命化（最終処分量の削減）

- ・都民、事業者、関係自治体等と協力した3R施策を展開し、最終処分量の一層の削減に取り組んでいくべきではないか。

2. 環境配慮型埋立処分場

現在、環境負荷の低減に努めた埋立処分を行うとともに、メタンガスの回収、発電に取り組むなど、地球温暖化防止にも努めている。

引き続き、施設、管理業務の両面から、環境負荷の低減に努めるとともに、緑の創出など自然環境との調和を図るべきではないか。

3. 埋立処分場からの情報発信

4. 最終処分場の早期安定化策の検討

●静脉ビジネスの健全な発展の促進

<基本的な考え方(案)>

廃棄物の適正処理を徹底し、リサイクルを一層促進するためには、不適正処理を行う事業者が排除され、環境への影響に配慮した優れた取組を行う廃棄物・リサイクル事業者が静脉ビジネスとして健全に発展していくことが求められる。

そのため都は、業界の実態把握に努め、不適正処理の排除、優良化の取組を推

進していく必要がある。

特に、排出事業者に対しては、廃棄物の適正処理や適切な処理コスト負担など排出者責任を徹底し、適正な廃棄物処理を促していく。

<具体的な施策の方向（案）>

1. 静脈ビジネスの健全な発展の促進

- (1) 排出事業者に向けた対策
 - ・適正処理に対する知識、意識の向上
 - ・第三者評価制度の認知度向上
- (2) 処理業者に向けた対策
 - ・業界の実態把握
 - ・第三者評価制度に係る現行制度の検証
 - ・小規模事業者の優良化促進策の検討
- (3) リサイクル業界の健全な発展の促進
 - ・廃棄物再生事業者登録制度の活用
 - ・資源ごみ抜き取り行為などの排除

2. 資源循環・廃棄物処理技術の高度化

現在、都が保有、蓄積している技術や知識を次世代に着実に継承するとともに、関係各機関との連携を強化し、資源循環・廃棄物処理技術の高度化を図っていく必要があるのではないか。

(1) スーパーエコタウン事業の推進

スーパーエコタウンにおける先進的な廃棄物処理・リサイクル事業を広く情報発信するなどにより、東京の静脈ビジネス全体の健全な発展を促していく。

- ・先進的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備促進
- ・各施設の先進的な廃棄物処理・リサイクルに係る取組や温室効果ガスの削減効果など、外部に向け積極的に情報発信していく必要があるのではないか。

(2) 産官学連携による共同技術研究の実施、強化

(3) 資源循環技術の国際プロモーション

今後、9月に各課題についての総合的検討、10月に中間のまとめ（案）の検討が行われ、審議会総会を経て、パブリックコメントを実施、12月には答申（案）をまとめ、年内に答申が行われる見込みである。

多摩支部だより

例年通り多摩環境事務所から廃棄物対策課の高橋課長ら招き研修会 今後の活動予定で9月3日、4日に（株）リストほかの見学会決める

（社）東京産業廃棄物協会多摩支部は平成22年6月25日（金）午後2時30分から、立川市錦町の立川市民会館「アミューたちかわ」において支部会・研修会を開き、終了後に近くの「無門庵」に席を移し懇親会を開いた。支部会では今後の予定として9月3日（金）～4日（土）に（株）リストとエルテック（株）の両社を施設見学先とし、懇親会と宿泊先を石和温泉とすることを決めた。また多摩環境事務所から高橋 章廃棄物対策課長、沼野 英樹審査係長、櫻井 聖二規制指導係長、飯倉 弘士規制担当係長の4氏を招き、研修会に於いて櫻井、飯倉両氏が恒例となっている「多摩地区における不適正処理事案および今後の指導方針」について講演した。



赤石副会長

支部会は加藤副支部長の司会で始まり、まず赤石支部長が挨拶に立ち、「この度の総会で副会長を拝命しましたので、今後ともよろしくお願いします。今日は支部会の出席者が40名と年々人数も増えてきましたが、発足当時は役員だけで運営していました。しかし支部会後の懇親会にはなぜか人數が増え盛り上がる状態でしたが、この支部会の懇親会は情報交換会ともいえる特徴があり、今日の懇親会でもコミュニケーションがとれ、情報交換が行える会にしたいと思います。

また幹事会において、秋の施設見学会を9月3日（金）、4日（土）として見学先を（株）リストおよびエルテック（株）の両社、宿泊を石和温泉とすることを内定した旨を報告、これを支部会において正式に決定した。有吉幹事からの詳細説明によると、「（株）リストは多摩支部の会員であり、是非ゆっくりと見学して頂

き、エルテック（株）は一宮町にあり、中央高速道路から破碎プラントが見える。同社は大型の焼却炉を持ち、その熱を使ってビニールハウスで「デンファレ」という蘭を育成している。施設の見学も今回は熱量の再利用といった観点から見て頂くとよいと思う。」としていた。

なお、研修会終了後は、場所をJR南武線の西国立駅そばの「無門庵」に席を移し懇親会に入ったが、ここは昭和初期に立川の名物旅館「ホテル無門庵」として開業、昭和62年にその門を閉じたが、創業者は石炭商で「無門」の俳号を持つ糸井・小林実が建設したもので、芸術家や文化人とも接し、樋口一葉の「たけくらべ」の原書をはじめ多くの文化資産を持ち、別館に展示している。平成になって復活、料理は勿論、雰囲気も最高で、一度利用されるのも一興か。

懇親会には本部から高橋新会長はじめ小池顧問も出席、会長挨拶と小池顧問の乾杯の音頭など、和気藹々の中での成功裏にお開きとなった。

第17回定時総会開き新役員など決まる



青年部は、平成22年6月4日(金)午後3時より(社)東京産業廃棄物協会会議室において、第17回定時総会を開催した。出席者31名、委任状による表決数6名、全部員に対し、出席率64%で青年部の過半数を超えており、総会は有効に成立した。

午後3時、定刻どおり総会が開始された。司会の吉本幹事により、加藤部長が議長に選出され、議長による議事進行となった。

第1号議案 平成21年度事業報告承認の件

第2号議案 平成21年度収支決算報告承認の件 平成21年度監査報告

第3号議案 平成22年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成22年度収支予算案承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件



定時総会で挨拶する議長の加藤部長

濱松幹事より、平成21年度事業報告及び収支決算報告が、穂積監事より、監査報告が行われ原案通り可決された。

本年度は部員相互の情報交換及び親睦を図り、研修等を通じて部員の自己啓発に努めると共に、当協会の発展に

寄与することを目的として活動を続けてきたが、総務・法令・コミュニケーションの各委員会活動も年々活発になり、年間を通して企画運営や委員会間の交流など、これまでより継続的な取組みが多かったことが部員の参加率を高める大きな要因となった。

主な活動は、次の通り。アースデイ

次に、有吉幹事より、平成22年度事業計画案及び収支予算案が説明され、原案通り承認された。



閉会宣言をする相川新幹事

新年度においては、引き続き協会の公益法人化に資する活動を意識し、より社会貢献度の高い事業に取組み、また、これまで継続してきた環境保護活動を発展させ、将来の低炭素社会の構築に向けて、青年部としての地球温暖化対策を推進していく。

主な活動計画は、次の通り。アースデイ東京2010(4/17~18)、第17回定時総会(6/4)、関東ブロック総会(6/24)、若手社員との研修会(7/23)、(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会総会(7/29)、CO₂排出量削減勉強会(9/10)、勉強会(10/8)、第7回全国大会(11/22~23)、賀詞交歓会(1月)、関東ブロック賀詞交換会(2月)。

引き続き、吉野幹事より第5号議案役員改選の説明が行われ、次の通り新

東京2009視察(4/18)、横浜開港祭ボランティア(6/2)、第16回定時総会(6/12)、関東ブロック総会(6/26)、(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会総会(7/23)、若手社員との研修会(9/18)、エコドライブ勉強会(10/16)、賀詞交歓会(1/26)、関東ブロック賀詞交換会(2/12)

年度役員が決定し、新幹事の相川幹事により閉会宣言が行われ、定時総会を閉会した。

部長 濱松直親

副部長 有吉嘉一郎

副部長 吉野猛彦

副部長 石田太平

幹事 吉本花子

幹事 田辺大樹

幹事 高橋潤

幹事 花形和則

幹事 井上弘之

幹事 大崎秀也

幹事 矢部要

幹事 相川和政

監事 森雅裕

監事 穂積篤史



部長に就任した濱松氏



女性部



施設見学会開き大谷清運のリサイクルプラント と五十嵐商会資源リサイクルセンター訪問

平成22年6月17日(木)、真夏のような暑さの中で女性部メンバー17名は、大谷清運(株)リサイクルプラントRE-BORN2010、(株)五十嵐商会IGARASHI資源リサイクルセンターの施設見学を実施しました。



私達は、舎人ライナー見沼代親水公園に集合し、その後大谷清運(株)リサイクルプラントRE-BORN2010(東京都足立区)へ行きました。工場は、2010年3月にオープンしたということで車を降りた瞬間あまりのきれいさに大変驚きました。外観だけでなく、工場内はカラフルな設計と行き届いた清掃で「ここが中間処分場?!」と目を見張るほどです。また、従業員用のシャワールーム等もしっかり整備されており、女性ならではの配慮が行き届いています。



回収してきたきれいなプラスチックは有価として売却、その他の

プラスチックは今後ベルトコンベアで分別してRPFの原料とし、どれにも該当しないものはサーマルリサイクルをしていく予定です。

二木社長の「リサイクルをしたい!資源化をしたい!」という強い思いで第二工場を建設、その強い思いを形にすべく現在RPFの試験運用をしています。

また雨水利用の屋上緑化、汚れや臭いがつきにくい塗料の採用、施設外周のこまめな清掃など周辺環境への配慮が至るところに感じられました。さらに工場内をいつでも近隣の皆さんに見て頂けるように見学通路を工場2階に設け、常にオープンな状態にしているそうです。近隣住民との良好な関係は、このような地道な努力の賜物であるこ

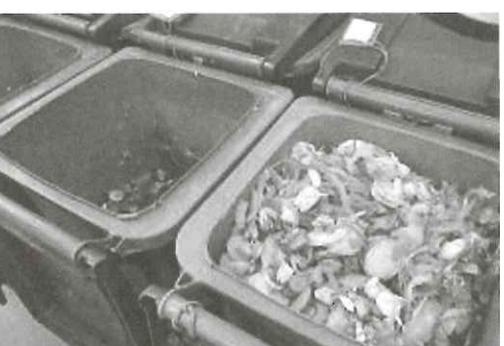
とを改めて実感しました。

現在、リサイクル対象家電以外の家電に着目し、部品に何が含まれているのか、分解に要する時間はどの位なのかなど研究をしています。今後どんなリボーンがあるのか楽しみですね。

【施設概要】

許可品目：6品目(廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)
機械：破碎機、圧縮機、成形機

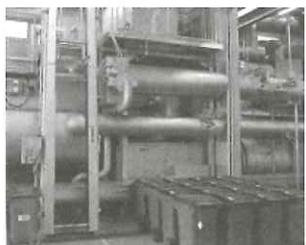
続いて、(株)五十嵐商会IGARASHI資源リサイクルセンター(東京都北区)へ行きました。周辺は工場地帯です。その中で食品残渣リサイクル施設とは思えないピンクのトレードマークの建物があります。このマークは五十嵐社長の強い希望だそうです。当初従業員から反対もありましたが、回収車を見てパン屋さんと思う子供もいて、イメ



ージアップにつながっているようです。

練馬区内約170箇所の小中学校や区老人施設などから平均約6t/日の回収をしています。回収してきた生ゴミ7:米ぬか3で機械に入れ、肥料を作ります。製品として合格しない肥料は破碎機で細かくし、生ゴミと一緒にまた機

械に入れます。また、生ゴミを入れる容器の洗浄の際に出る生ゴミも機械に投入してお



り、廃棄物を一切出さないようにしています。

製品としてできた肥料は、福岡のニラ業者、静岡の茶畠等で使われており、この肥料を使うと出来が断然良いとのことです。リヴァイブ練馬という粉状の肥料は、飼料としての使用も認められ、現在静岡の養鶏場でにわとりが食べています。それにわとりが産んだ卵はアトピーの子供が食べてもかゆくならないととても人気があるそうで、卵1個110円。一度食べてみたいですね。

臭気対策には市町村と同システムの直接燃焼脱臭方式を採用、騒音・振動対策は柱にパッキン、壁はグラスウールを二重にし、法的規制値以下に自主規制をすることにより、すぐそばのマンションへの配慮も万全です。

【施設概要】

生ゴミ一次処理プラント 最大処理能力：10.8t/日、処理時間：約15~17時間

今回両施設の見学で、施設建設までの思い、近隣住民への思い、環境への思いを強く感じました。

最後になりましたが、施設見学にご協力いただいた大谷清運、五十嵐商会の皆様誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

(白井エコセンター(株) 木村 英恵 記)

産廃相談 ア・ラ・カルト③

質問相談 1

- ①相談者：クリーニング業者
- ②相談案件：特別管理産業廃棄物管理責任者の資格
- ③内 容：クリーニング業界団体実施の特別管理産業廃棄物の管理責任者講習会修了証の有効性
- ④質 問：(財)環境衛生営業指導センターの実施するクリーニング師研修を修了している。特別管理産業廃棄物処理責任者の資格が付与されるか？

= 回 答 =

特別管理産業廃棄物の管理責任者の講習会は、関連業界団体の実施する資格講習会も認定講習会として有効である。修了証を紛失の場合は、指導センターに照会すれば修了済みの証明が受けられる。

〔昭和46年厚生省令第35条参照〕

質問相談 2

- ①相談者：産業廃棄物処理業者
- ②相談案件：車両の変更届の保存期間
- ③内 容：変更届の五年間保存義務
- ④質 問：変更届の書類が膨大である。電子データーで保存しておけば、書類を五年間も保存しなくても良いか？

= 回 答 =

委託契約書、マニフェスト伝票につ

いては、5年間保存する事が義務付けられている。それら帳票等の裏付け資料として車両変更届についても同様に5年間の保存が要求されている。車両変更届の副本として保存するのが望ましい。

質問相談 3

- ①相談者：生ごみ処理機の運転受託者
- ②相談案件：コンポスト処理の法的位置付けと適正処理の留意点
- ③内 容：スーパー設置の生ごみ処理機により生産されたコンポストを農家へ堆肥用に無償提供している問題点。
- ④質 問：コンポストは農家で無償引き取られているが、その物の廃棄物の卒業の時点、および処理法上の注意と留意する点は何か。

= 回 答 =

自己処理により生産したコンポストはスーパーの責任で農家まで廃棄物として収集運搬すること。農家では一定期間の養生を経て畑等にて堆肥として使用する事。肥料の無害性、有効性につき公的飼肥料検査所にて定期的に検査又は認定を受ける事。養生期間中はまだ廃棄物を卒業していないとして、飛散流出、悪臭の防止に努める事。畑の中に敷き込まれて初めてコンポストの有効利用であり、廃棄物を卒業したことになる。

質問相談 4

- ①相談者：工事業者（電気事業者関連）
- ②相談案件：特別管理産廃管理責任者
- ③内 容：特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務
- ④質 問：事業者は、管理責任者を建設現場単位に配置する義務があるか。設置義務者は元請の建設業者か、下請けか？

= 回 答 =

事業者は、特別管理産業廃棄物の適正な管理を行うために、発生する事業場単位に標記管理者を配置する義務がある。

なお、建設業では、元請が排出事業者となるため、元請に管理責任者の配置義務があり、下請け業者の責務とはならない。（ただし、今年の廃掃法の改正に伴い責任の在り方が変化する可能性がある）特別管理産業廃棄物の管理責任者の業務範囲は、次の通り

- ・特管産廃物の排出状況の把握
- ・同上の処理計画の立案
- ・同上の適正処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定、マニフェスト伝票の交付と保管）

質問相談 5

- ①相談者：製紙原料製造事業者
- ②相談案件：製紙スラッジ
- ③内 容：汚泥の定義と製紙スラッジの品目。
- ④相談内容：製紙スラッジを脱水した場合、成分は紙くず100%なので、汚

泥ではなく紙くずに該当しないのか？

= 回 答 =

汚泥の定義としては、一般的には「泥状を呈していること」です。泥状は必ずしもドロドロ状態を指すものではない。まれに粉体とか、顆粒状の物でも汚泥に分類される場合があります。

製紙スラッジを「紙くず」と判断する条件には、上記の物が「紙」の性状、特徴が残っており、一見して「紙」と判断される要素が必要です。御社で扱っている製紙汚泥が泥状を呈していれば汚泥としての判断に妥当性があります。

質問相談 6

- ①相談者：総合的ビル管理会社
- ②相談案件：ビルピット汚泥の処理
- ③内 容：汚泥槽を定期清掃する際に発生するビルピット汚泥の処理責任。
- ④質 問：ビル所有者は別会社で、当社が中間に入り、清掃業者に処分まで委託する場合は再委託に該当するか？

= 回 答 =

ビルの管理会社は、当該汚泥の排出事業者となる。清掃業者と清掃に伴う汚泥の収集運搬契約を締結し、あわせて搬入先の処理業者と処分契約を締結する事。この行為は再委託には該当せず。

以上

東京産業廃棄物協会
専任相談員 北村亨

会員情報

第三東海(株)
(No.4002)

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成21年8月31日発行）への掲載頁

95ページ

【旧住所】 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-10-8
秀永神田ビル

【旧電話番号】 03-3254-7010
【旧FAX番号】 03-3254-7020

↓
【新住所】 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-2
TKビル

【新電話番号】 03-3292-0135 (代)
【新FAX番号】 03-3292-0132

(株)バンテック
(No.6096)

156ページ
【旧住所】 〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町6-145
【旧電話番号】 045-410-1750
【旧FAX番号】 045-312-2537

↓
【新住所】 〒210-0024 神奈川県川崎市川崎区日進町1-14
キューブ川崎

【新電話番号】 044-233-9801
【新FAX番号】 044-233-9735

エヌエス・ユシロ(株)
(No.5019)

153・203ページ
【旧代表者名】 代表取締役社長 小鹿 昇
↓
【新代表者名】 代表取締役社長 坂口 純則

(有)昇銳金属
(No.3129)

59・170ページ
【新会社名】 株式会社 昇銳

松島運輸(株)
(No.7039)

84ページ
【旧住所】 〒168-0081 東京都杉並区宮前3-23-7
【旧電話番号】 03-3247-0401
【旧FAX番号】 03-3247-0404

↓
【新住所】 〒166-0011 東京都杉並区梅里2-25-13-605
【新電話番号】 03-5913-8371
【新FAX番号】 03-5913-8372

アトラス商事(株)
(No.1065)

87・174ページ
【旧住所】 〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2-15-8

【旧電話番号】 03-3795-3345
【旧FAX番号】 03-3795-7668

↓
【新住所】 〒153-0052 東京都目黒区祐天寺2-11-10
昭和商事ビル3F

【新電話番号】 03-3710-6390
【新FAX番号】 03-3710-6398

(有)アーク
(No.1158)

91・175ページ
【旧住所】 〒103-0008 東京都中央区日本橋中洲11-13

↓
【新住所】 〒342-0041 埼玉県吉川市保1-4-7

(株)タケエイ
(No.4077)

105・179ページ
【旧代表者名】 代表取締役社長 三本 守

↓
【新代表者名】 代表取締役社長 山口 仁司

～協会の主な今後の日程～

(平成22年7月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
7	6	火	医療廃棄物委員会 15:00~	協会会議室
	13	火	全産廃連：第136回理事会 13:30~	全産廃連会議室
	14	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
	15	木	常任理事会13:30~/第280回理事会14:30~/法制度検討会16:00~	協会会議室
	21	水	建設廃棄物委員会 15:00~	協会会議室
	23	金	青年部 幹事会 14:00~/若手社員との研修会 15:00~	協会会議室
	27	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00~	協会会議室
			常任理事会 13:30~/総務委員会 15:00~	
	29	木	全産廃連；青年部協議会第11回通常総会 14:00~	横浜市開港記念館
			東京都公益法人説明会 14:00~16:00	
	30	金	全産廃連；全国正会員事務局責任者会議 13:30~	アジュール竹芝
8	4	水	適正処理懇談会 15:00~17:00	ベルサール西新宿 Room5
	20	金	収集運搬委員会 16:00~	協会会議室
	24	火	青年部 関東ブロック幹事会 15:00~	協会会議室
	25	水	<会員対象>安全衛生研修会「石綿取扱い作業従事者特別教育」12:30~	グリーンホール(神田)
	27	金	都共催：産業廃棄物処理業者講習会 13:30~	都庁第二本庁舎1F2Fホール

ようこそ相談



小野寺廣治
行政書士・廃棄物法務コンサルタント

経営相談

産廃業経営と差別化戦略

各分野にまたがる廃棄物処理法の改正法は去る5月12日に成立、同19日に公布されました。

改正法の施行は1年以内です。久しぶりの大改正ですが関係政令・省令が出ないと具体的な対策を取るには限界があり、息を呑んで待機している状況です。ともあれ、ますます法規制ないし罰則が強化されるなか法令を遵守しながら企業経営をしていかねばならず、経営の舵取りはますます難しくなっています。その上同業他社と競争して生き残り、かつ企業を発展させていく責任が経営者にはあります。今は不況の真っ只中で気持ちも資金もゆとりはないでしょうが、競争相手も苦しい今こそ発展のチャンスともいえます。

そのためにも『差別化』戦略を検討し経営見直しの契機になれば望ましいと思います。

問1 『差別化』戦略とはどんなことですか。

答 『差別化』とは、競争相手の企業と比較して商品の機能やサービスで差をつけ相手よりも優位に立と

うとする戦略です。産廃業においては、各社とも法定の許可を得て収集運搬業や処分業を営んでいる点ではどこも同じサービスを提供するわけですが、そのサービスの内容や質を他社とは異なるものにすることです。簡単にいえば他社とは違ったことをすることが差別化戦略です。

問2 なぜ『差別化』をするのですか。『差別化』をすればどのようなメリットがありますか。

答 競争相手とは異なるサービスを提供することにより新規顧客の獲得、既存の顧客の確保とより深い取引関係の構築などのために『差別化』します。形も質も各社同じサービスであれば顧客にアピールする力が弱く仕事を獲得するのは大変なエネルギーがいる上、効率も悪くなるばかりかジリ貧に陥ります。従来からわざわざ『差別化』と意識しなくとも各社それぞれ工夫して特色を出そうとしていたでしょうが、意識的に顧客にはっきり分かることで『差別化』戦略をとればかなり効果的でしょう。

自社が『差別化』を考える前に、自社が『逆差別化』されていないかの現状分析が大事です。競争相手が持っている武器（許認可、人材、設備など）でこちらを差別化していれば、まず相手以上の武器を持たなければ最初から勝負になりません。同じ土俵に乗れなければ勝負になりません。また『差別化』により一時は競争相手に勝っても相手が自社以上の『差別化』戦略をとれば立場は逆転します。常に優位に立とうとすれば、不斷に『差別化』戦略をとり続けることが大事です。

問3 産廃業における『差別化』として、どのようなことが考えられますか。

答 ソフト面とハード面の差別化が考えられます。各社の得意分野、規模や人的資源などによって具体的な内容は異なります。形式上同じ『差別化』戦略であっても質・量は異なります。各社の態勢に合わせ効果の出るようにならないと差別化は機能しません。導入の最初は形式的な差別化・人真似もやむを得ませんが徐々に自社に合った個性的な差別化戦略に変えていく必要があります。

1) ソフト面の差別化（例）

① コンサルティング営業

廃棄物処理法などを常に勉強し、実務的な知識を強固にしたうえ、排出事業者の要望を的確に把握し、問題点を発見し適正処理の解決策を提案したり、他社が有していない許認可などにより当社に委託すれば顧客は適正処理によって今まで以上に安

心できる点などを強調することなどで顧客の信頼を獲得し、その結果仕事の獲得につながります。

② 得意分野への特化

受け入れ間口を絞ることにより、自社の専門領域に集中し（たとえば、がれき類専門の収集運搬、液体物だけの収集運搬）専門性を一層高めていくことにより独自のノウハウが加速度的に蓄積され他社の追撃をかわすことができます。経営資源の省力化にも通じます。

③ コンプライアンス体制の徹底

廃棄物処理法その他の法令に違反しないよう日頃から社員教育などに力を入れ、名目だけではない法令遵守の体制を構築することです。この体制が実質的に機能していれば顧客の信用を得られます。コンプライアンス経営の徹底している企業はまだまだのようです。

法令チェックリストも罰則のある事項を中心に詳細につくり丁寧に実行することです。いわば全社を強固なコンプライアンスの要塞にすることです。また、意外と実施されていないのですが欠格要件の定期的チェックです。併せて、系列企業間の役員や株主の構成も常時チェックも重要です。

④ 社員の接客マナー向上

社員の接客態度は企業の鏡ともいえるし、意識を緊張させ、法令違反の予防にも寄与するでしょう。社員のマナーと態度は隠れた営業パワーであり大きな差別化になります。当たり前のなかに意外な宝が隠されています。

⑤ 書面管理システムの充実

廃棄物処理委託契約書、マニフェスト、法定帳簿を完備することも差別化戦略の一つです。これを徹底していない企業は結構多いので逆に顧客に売り込みます。排出事業者は帳簿類もしっかりした業者に頼みたいのです。

⑥ 顧客管理システムの充実

上記⑤とも連動しますが、顧客情報をパソコンで管理し、きめ細かに営業の武器に使うことです。強力なコンサルティング営業に通じます。

⑦ ISO14001・9001、エコアクション21、プライバシーマークなどの認証名目だけでなく実質的に活用すれば経営上大きな力を發揮し、差別化にもなります。

⑧ 東京都優良性基準適合認定（エキスパート、プロフェッショナル）

⑨ 運送業、建設業など関連許認可の取得

青ナンバーの取得は収集運搬業の場合差別化として不可欠ともいえます。建設業（とび土工工事業）や建物解体工事業登録も建設系の収集運搬業と大きな関連性があります。営業の武器になります。

⑩ 収集運搬業許可の整備

営業エリアや廃棄物の種類を実際に合わせることは差別化のみならずコンプライアンス上も大事です。

⑪ 一般廃棄物処理業許可の取得

産廃と併せて一廃の業許可があれば強みになります。

⑫ 廃棄物再生事業者登録

リサイクルを推進している事業者というイメージは営業戦略上有利に

なります。

⑬ 各種リサイクル法に基づく許認可の取得

自動車リサイクル法、食品リサイクル法などは廃棄物処理法の特別法として特殊の制度があり、これを活用することが重要です。

2) ハード面の差別化（例）

① 保管積替や中間処理の新規施設の設置

従来は保管積替や中間処理をしていない企業の場合、新たな処理業の分野に進出すれば、排出事業者からの信頼や、競争力が増すことにもなります。

② 既存の保管積替や中間処理の充実・拡張

従来の許可内容を見ると、実態に合ってないことが相当見受けられます。排出事業者責任が強化されにつれ、処理業者へのチェックも厳しくなる一方です。実態とずれるある許可を見直すことはコンプライアンス上極めて重要です。

③ 独自の廃棄物処理方法（独自のスキル）

技術的に他社では真似のできない処理方法や大きな塊のがれき類の運搬が得意ということなども差別化の例です。

④ 収集運搬車両の整備

清掃が行き届いた車両なども差別化になります。

以上

新入会員紹介

イズミロジスティックス(株)

代表取締役 泉 昌男

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

〒134-0081 東京都江戸川区北葛西4-12-2 ベルメゾンイズミ105号

Tel 03 (5696) 4711

(株)鈴与グリーンライン

代表取締役 黒岩 隆

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②廃酸（pH2.0以下のもの）、③廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、④感染性廃棄物〕

〒424-0924 静岡県静岡市清水区清開3-117-7

Tel 054 (335) 2138

(株)ケー・イー・シー

代表取締役 三浦 洋次

賛助会員

<三重県> 産業廃棄物 中間処理

焼却〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ〕

脱水〔汚泥、廃油、動植物性残さ〕

中和〔廃酸、廃アルカリ〕

油水分離〔廃油〕

<三重県> 特別産業廃棄物 中間処理

焼却〔引火性廃油、感染性産業廃棄物〕 油水分離〔引火性廃油〕

中和〔腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ〕

〒511-0854 三重県桑名市蓮花寺1635-5

Tel 0594 (33) 3339



お江戸ふらふら歩る記

ニお江戸の名所旧跡ニ

赤坂から青山へ③

今回の赤坂から青山といったコースを歩くに当たって、赤坂御用地や青山靈園などの大きなスペースがあつて上手にコースが決められず、赤坂地区から一度青山地区に入つて、再び赤坂に戻るような設定となつてしまい、読者の方にマゴマゴさせるような状態となることをお断りしたい。前号では赤坂御用地を一周して青山一丁目に出た。

ここを左折して青山通り（246号線）を進むことになるが、右側は北青山1～2丁目となる。赤坂と青山とはその昔は一緒に赤坂区だったが、阿弥陀様といわれる放射構造の江戸では青山は赤坂の外に連なり、地誌的には別の地域である。



イチヨウ並木

その青山で最も赤坂に近く接するのが神宮外苑で、外苑の大部分は新宿区であるが、新宿外苑側には6大学野球

やプロ野球のヤクルトの本拠地である神宮球場があり、青山側の青山2丁目には秩父宮ラグビー場がある。青山1丁目の神宮外苑テニスクラブと2丁目の都営北青山一丁目住宅の間を走る通りが日本で最も美しいといわれるイチヨウ並木で、ファッション雑誌の背景などにしばしば登場する。ある雑誌の表現では秋、黄金色の葉に溢れ、やがて葉が道路に散り敷く頃と、葉が落ちて無数の枝が針のように天を突き刺している冬は、殊に美しい、としている。

なお、この地が練兵場時代には、大正4年と5年にナイルスやスミスという曲技飛行家が飛んでみせ、ナイルスは日本人に初めて「宙返り」を見せ、スミスは「木の葉落し」を演じて見物人を驚嘆させたという。

さて、この銀杏並木は、外苑に入る一つのメイン・ルートに当たり、入口右側に「明治神宮外苑の記」と刻まれている碑が建てられている。碑は大正15年10月に建てられたもので、碑文は明治神宮奉

明治神宮外苑の碑

賛会の徳川 家達会長とある。

碑文の大要は「明治45年（1912）7月30日に明治天皇が、大正3年（1914）4月11日には昭憲皇太后がお亡くなりになった。これを伝え聞いた国民の間から御二方の御神靈をお祀りして、御遺徳を永遠に追慕し、敬仰申し上げたい」という機運が高まり、明治神宮外苑の造営が進められることになった。このため、明治神宮奉賛会が設けられ、天皇が御在世中、しばしば陸軍観兵式を行い、また、ご葬儀が執り行われた旧青山練兵場の現在地に10年の歳月をかけて完成した」と記されている。なお、天皇・皇后お二方一代の事跡を、有名画家が描いた80枚の大壁画が外苑内の聖徳記念絵画館に収められている。

外苑正面から国道246号・青山通りに



岡本かの子の生誕地付近

出て、伊藤忠の本社ビルやレクサスのビルと通りを隔てた反対側にあたる南青山2丁目23-5辺りに、記録によると川崎溝ノ口の旧家である大貫家の別宅のあったといわれ、ここで大正・昭和期の歌人・小説家である岡本かの子が明治22年に生まれたとされている。コンサイス日本人名辞典によると、次兄の大貫 昌川氏とその友人である作

家・谷崎 純一郎の影響で文学少女といわれるようになり、歌人として出発、その後、仏教への関心を深め、仏經教理の解説や經典研究の著書も出した。昭和4年に「わが最終歌集」を刊行、同年夫の岡本一平、息子の太郎と共にパリに行き、7年に帰国して昭和14年、50歳で没するまでユニークな小説を相次いで刊行している。しかし、この住所を探したが、現在はビルやマンション等が立ち並び探し難い、結局23-6はあったが、ここは青山小学校の裏門の直ぐ側であった。



三河稻荷神社

その直ぐ裏に当たる青山小学校側に三河稻荷神社がある。ここは神田にあった定普請同心の組屋敷の鎮守を天正19年（1591）に勧請したものとされている。貞享（1684～1688）頃に北青山に移り、戦火で拝殿等が焼失したが、昭和33年に南北青山3丁目町会の有志により再建して宗教法人三河稻荷神社として設立登記、昭和50年に当地に移し、青山外苑町会として運営されている。

（この項つづく、明）

事務局だより

梅雨の合間を縫って、箱根路を訪れる機会を得た。

家を出るときから不快指数100パーセントのこの時期、ちょっと歩いただけでも大粒の汗が噴き出で来る。その上、今にも降り出しそうな雲行きに、出かける決断がさらに鈍る。が意を決して出かけることとした。

目的地に向かうロマンスカーの車内は快適そのもの。降り出しそうであった梅雨空に太陽が顔を覗かせたのだから、「強運もここまでくると神技に近い」と変な自己満足に浸った。

箱根湯本で乗り継いだ登山鉄道は、6月中旬から7月下旬までの間、「紫陽花電車」と称して運行を行っている。そのため、この時期は平日・週末を問わず多くの観光客でごった返しているという。

箱根湯本から強羅までは約40分間の乗車時間であるが、「紫陽花電車」と命名しているだけに、線路の両脇に咲き誇った赤・白・ピンク・紫などの色鮮やかな大輪の花は、周りの濃い緑に程よく

溶けこんで一層の華やかさを醸し出し、我々観光客に一時の癒しと安らぎを与えてくれている。

さらに、車内には紫陽花の花を縫って進む登山鉄道の姿が、スイスアルプスの大自然を走破するレーティッシュ鉄道の写真と共に飾ってあった。

この登山鉄道を建設するにあたっては、スイスのレーティッシュ鉄道の技術を模範にして導入を図ったとのことで、それ以来、姉妹都市提携を結んでいる。

思わずその見覚えのある、懐かしい鉄道写真に見入ってしまった。

レーティッシュ鉄道はサンモリツツからツェルマットまでの270kmの雄大かつ変化に富んだ山間を、約8時間かけてゆっくりと走る通称氷河特急のこと。

スイスでしか味わえないであろう、車窓に広がった優美な自然を堪能しながら過ごしたあのひと時の満足感が蘇ってきた。夏休みが最近に迫ったこの時期、もう一度是非訪れたい国の一である。

(木村)

編集後記

梅雨の季節特有の湿度の高さには、閉口してしまいます。どうも東京近郊では、降雨量が例年より少ないようですが、全国的には局地的な大雨による被害が報告されています。世界的にみても局地的な天候の異常現象が数多く報道されています。

サッカーワールドカップが閉幕しました。今回の大会はかつてのヨーロッパ対南米の団式が崩れてきたような大会でした。サムライブルーも勇躍健闘し、目標のベスト4には届かなかったものの見事な結果を残してくれました。大会の日程が進むに従って、日本を元気にしてくれました。

参議院選挙の結果が出ました。今回は、マスクの事前予測も割れていますが、結果も見事にバラツキ、多数派が肩で風を切る情勢ではなくなりました。良識の府といわれる参議院ですので、当選された先生方には、良識を如何なく發揮して頂きたいものです。ただ、投票率の低迷が気

になるところです。

まもなく、夏季休暇、お盆の季節を迎えます。核家族化が進行して、複数世代が同居する形態が少なくなっている世の中になり、先祖を敬う気持ちが希薄になってきているようです。どうか、皆様には、良き習慣を継承して頂ければと念願するところです。

協会は高橋会長のもとで各委員会・部会の長も決まり、活動が本格化してきているところです。組織上では、吉本前会長の時代と大きな変化はございませんが、高橋会長からは、賛助会員の皆様も含めて、どのような活動が皆様のためになるのかを十分考慮した上で、活動するように要請されています。何かご意見がございましたなら、積極的に協会事務局へお申し出下さい。

これから本格的な暑さとなります。今一度、熱中症対策のイロハの確認をお願いします。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2010 第239号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員会
発行所 東京都産業廃棄物協会

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

E-mail: info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



身近な使用例

無業



木質廃棄物



中間処理(破碎)



受入れ・中間
処理(破碎)

パーティクルボードとは…。

木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利

用されています。

東京ボード工業では…。

廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

目標は究極のリサイクリング資源循環の輪なのです。

当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、老朽化することは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持込みいただこうことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことができるのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクリングなのです。

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100
TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843
本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1
TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けます。
<http://www.epd-eco.com>

EPD®